次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ホの国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　専用電子計算機（専ら模擬運転装置の制御を行う電子計算機をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び入力装置（技能教習に必要な道路及び交通の状況（以下「道路交通状況」という。）に係る擬似視界の画面を映写幕等（平成十六年内閣府告示第二百八十七号（道路交通法施行規則の規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び無線指導装置に関する件。次号において「告示」という。）第一条第一号の第二表映写装置の項の下欄又は同条第二号の第二表映写装置の項の下欄の映写幕、ビデオモニターその他これらに類する装置をいう。以下同じ。）に映写するため必要な情報を専用電子計算機に入力するための装置をいう。次号において同じ。）を有するものであること。 二　専用電子計算機により発信される制御指令信号（第四号において「制御指令信号」という。）に基づき入力装置によりあらかじめ入力した情報及び告示第一条第一号の第一表の上欄又は同条第二号の第一表の上欄に掲げる装置の操作（第四号において「運転操作」という。）に従い三次元座標を変換することにより道路交通状況に係る擬似視界の画面を連続的かつ自動的に映写幕等に映写することができるものであること。 ［三・四　略］	道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ホの国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　専用電子計算機（専ら模擬運転装置の制御を行う電子計算機をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び入力装置（技能教習に必要な道路及び交通の状況（以下「道路交通状況」という。）に係る擬似視界の画面を映写幕等（平成八年総理府告示第二十六号（道路交通法施行規則の規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び無線指導装置の件。次号において「告示」という。）一の第二表映写装置の項の下欄及び二の第二表映写装置の項の下欄に掲げる映写幕、ビデオモニターその他これらに類する装置をいう。以下同じ。）に映写するため必要な情報を専用電子計算機に入力するための装置をいう。次号において同じ。）を有するものであること。 二　専用電子計算機により発信される制御指令信号（第四号において「制御指令信号」という。）に基づき入力装置によりあらかじめ入力した情報及び告示一の第一表の上欄及び二の第一表の上欄に掲げる装置の操作（第四号において「運転操作」という。）に従い三次元座標を変換することにより道路交通状況に係る擬似視界の画面を連続的かつ自動的に映写幕等に映写することができるものであること。 ［三・四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

○国家公安委員会告示第三十一号

技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十七条第一項第二号の規定に基づき、技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を次のように定める。

平成二十八年七月十五日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　技能検定についての技能又は知識に関する講習

講習	免除される審査細目
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型）課程	技能検定員審査（大型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型）課程	技能検定員審査（中型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（準中型）課程	技能検定員審査（準中型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普通）課程	技能検定員審査（普通）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大自二）課程	技能検定員審査（大自二）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普自二）課程	技能検定員審査（普自二）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型二種）課程	技能検定員審査（大型二種）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型二種）課程	技能検定員審査（中型二種）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普通二種）課程	技能検定員審査（普通二種）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技術に関する観察及び採点の技能

二　技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習

講習	免除される審査細目
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（大型）課程	教習指導員審査（大型）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員としての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（中型）課程	教習指導員審査（中型）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員としての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（準中型）課程	教習指導員審査（準中型）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員としての知識